

平成 30 年 3 月 29 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 井坂 博恭

組合規約の一部変更について

(一部負担還元金 別表 2 改定について)

高額療養費（70 歳以上）の区分変更に伴う、一部負担還元金ならびに訪問看護療養費付加金（別表 2）の変更を行う。

なお、新区分毎に支給される一部負担金等自己負担限度額（4 万円）の変更は行わない。

新旧条文対照表	
新	旧
第 52 条（一部負担還元金）ならびに 第 54 条（訪問看護療養費付加金） （別表 2） 高額療養費（70 歳以上）の区分 <u>「現役並みⅢ」標準報酬月額が 83 万円以上</u> <u>「現役並みⅡ」標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円</u> <u>「現役並みⅠ」標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円</u>	第 52 条（一部負担還元金）ならびに 第 54 条（訪問看護療養費付加金） （別表 2） 高額療養費（70 歳以上）の区分 現役並み所得者 標準報酬月額が 28 万円以上
附則 （施行期日） この規約は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。 （経過措置） 平成 30 年 8 月 1 日前の療養にかかる一部負担還元金等の 支給については、なお従前の例による。	附則 （施行期日） この規約は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。 （経過措置） 平成 27 年 1 月 1 日前の療養にかかる一部負担還元金等の 支給については、なお従前の例による。

別表 2 (新)

平成 30 年 8 月 1 日より

一部負担金等の自己負担限度額			
区分	高齢受給者 (70 歳以上の者)		70 歳未満の者 (世帯全体の場合は高齢受給者含む)
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
「現役並みⅢ」	標準報酬月額が 83 万円以上 40,000 円		「ア」標準報酬月額が 83 万円以上 40,000 円
「現役並みⅡ」	標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円 40,000 円		「イ」標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円 40,000 円
「現役並みⅠ」	標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円 40,000 円		「ウ」標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円 40,000 円
—	—		「エ」標準報酬月額が 26 万円以下 40,000 円
一般	40,000 円	40,000 円	—
低所得 Ⅰ・Ⅱ	40,000 円	40,000 円	低所得者 40,000 円
低所得者 低所得Ⅰ 低所得Ⅱ	市町村民税非課税等である被保険者 一定の計算のもと、所得が 0 円となる場合等 低所得者に同じ		

参考：70 歳以上の高額療養費 (自己負担限度額)

現行			平成 30 年 8 月～		
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
現役並み	57,600 円	80,100 円 + (総医療費- 267,000 円) × 1%	「現役並みⅢ」	252,600 円 + (総医療費-842,000 円) × 1%	
			「現役並みⅡ」	167,400 円 + (総医療費-558,000 円) × 1%	
			「現役並みⅠ」	80,100 円 + (総医療費-267,000 円) × 1%	
一般	14,000 円	57,600 円	一般	18,000 円	57,600 円

別表 2 (旧)

平成 27 年 1 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで

一部負担金等の自己負担限度額			
区分	高齢受給者 (70 歳以上の者)		70 歳未満の者 (世帯全体の場合は高齢受給者含む)
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
現役並み所得者	40,000 円	40,000 円	「ア」標準報酬月額が 83 万円以上 40,000 円
			「イ」標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円 40,000 円
			「ウ」標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円 40,000 円
			「エ」標準報酬月額が 26 万円以下 40,000 円
一般	40,000 円	40,000 円	「ア」標準報酬月額が 83 万円以上 40,000 円
			「イ」標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円 40,000 円
			「ウ」標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円 40,000 円
			「エ」標準報酬月額が 26 万円以下 40,000 円
低所得 I・II	40,000 円	40,000 円	低所得者 40,000 円
現役並み所得者 (3 割負担者)	診療月の標準報酬月額が 28 万円以上		
低所得者	市町村民税非課税等である被保険者		
低所得 I	一定の計算のもと、所得が 0 円となる場合等		
低所得 II	低所得者に同じ		

以上